

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則	ページ
○ 北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	3
○ 北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	4
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	5
◇ 告 示	
○ 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部動物愛護センター】	6
○ 徴収事務の委託【市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課】	7
◇ 公 告	
○ 一般競争入札による市有財産の売払い【産業経済局企業立地支援部企業立地支援課】	13
○ 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】	16
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【保健福祉局保健衛生部保健衛生課】	17
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	20

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

旅館業の施設について営業者が講ずべき宿泊者の衛生に必要な措置の基準のうち入浴施設において使用する湯水に関する水質基準を変更することにしました。

この規則は、令和2年5月1日から施行することにしました。

◇北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

普通公衆浴場に係る措置の基準のうち浴場において使用する湯水に関する水質基準を変更することにしました。

この規則は、令和2年5月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

生活支援臨時給付金室の名称を特別定額給付金室に改めることにしました。

この規則は、令和2年4月23日から施行することにしました。

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 6 号

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行に関する規則（昭和 4 0 年北九州市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条本文（各号列記以外の部分に限る。）中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条ただし書中「温泉等」を「温泉水又は井戸水」に改め、同条第 1 号ウ中「水素イオン濃度は、水素指数」を「水素指数は、」に改め、同号エ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が 1 リットルにつき 3 ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同号オ中「大腸菌群は、5 0 ミリリットル中に」を「大腸菌は、」に改め、同条第 2 号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が 1 リットルにつき 8 ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 7 号

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北九州市公衆浴場法及び北九州市公衆浴場法施行条例の施行に関する規則（昭和 4 0 年北九州市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書中「温泉等」を「温泉水又は井戸水」に改め、同条第 1 号ウ中「水素イオン濃度は、水素指数」を「水素指数は、」に改め、同号エ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が 1 リットルにつき 3 ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改め、同号オ中「大腸菌群は、5 0 ミリリットル中に」を「大腸菌は、」に改め、同条第 2 号イ中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が 1 リットルにつき 8 ミリグラム以下（塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合を除く。）又は過マンガン酸カリウム消費量が」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 4 月 2 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 8 号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和 4 3 年北九州市規則第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条市民文化スポーツ局市民総務部の項中「生活支援臨時給付金室」を「特別定額給付金室」に改める。

第 3 条市民文化スポーツ局市民総務部生活支援臨時給付金室の項中「生活支援臨時給付金室」を「特別定額給付金室」に改め、同項第 2 号中「生活支援臨時給付金」を「特別定額給付金」に改める。

第 7 条及び第 8 条第 3 項中「生活支援臨時給付金室長」を「特別定額給付金室長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（北九州市会計規則の一部改正）

2 北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

生活支援臨時給付金室	生活支援臨時給付金室長
------------	-------------

」を

「

特別定額給付金室	特別定額給付金室長
----------	-----------

」に

改める。

北九州市告示第209号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和2年4月28日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益社団法人北九州市 獣医師会	北九州市八幡東区東田 一丁目3番6号	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで

北九州市告示第 2 1 0 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、スポーツ施設及び運動施設の使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 2 年 4 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の名称	受 託 者		委託期間
	名 称	住 所	
北九州市立総合体育館 北九州市立若松体育館 八幡東体育館 北九州市立折尾スポーツセンター 北九州市立鞆ヶ谷競技場 高炉台球場 都島球場 北九州市立若松武道場	公益財団法人北九州市スポーツ協会 会長 高田寿一郎	北九州市八幡東区八王寺町 4 番 1 号	令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで
北九州市立新門司徒球場 北九州市立新門司運動場 北九州市立新門司球技場	特定非営利活動法人北九州フットボールクラブ 理事長 靱井徹	北九州市門司区新門司北二丁目 6 番 2 号	
北九州市民球場 三萩野球場	北九州野球株式会社 代表取締役社長 田中亮一郎	北九州市小倉北区三萩野二丁目 1 0 番 1 号	

<p>桃園球場 桃園運動場 桃園庭球場 桃園市民プール (室内) 北九州市立大谷球場 的場池体育館 的場池球場 ひびきコスモス運動場 北九州市立若松庭球場 北九州市立若松球場 北九州市立若松球技場 北九州市立桃園市民プール</p>	<p>株式会社スピナ 代表取締役 野 寄武秀</p>	<p>北九州市八幡東区 平野二丁目11番 1号</p>
<p>文化記念プール 文化記念公園管理棟 文化記念運動場 文化記念庭球場</p>	<p>九州林産株式会社 代表取締役 社長 中島 豊</p>	<p>福岡市南区野間三 丁目7番20号</p>
<p>北九州市立新門司 体育館 北九州市立門司体 育館 北九州市立小倉北 体育館</p>	<p>北九州スポーツ ネットワーク共 同事業体 共同 事業体代表者 コナミスポーツ 株式会社 代表</p>	<p>東京都品川区東品 川四丁目10番1 号</p>

<p>北九州市立小倉南 体育館 門司球場 北九州市立門司青 少年体育館 大里柔剣道場 北九州市立門司弓 道場 北九州市立小倉南 庭球場 北九州市立新門司 温水プール 大里プール 和布刈塩水プール 紫川河畔庭球場 紫川河畔プール</p>	<p>取締役 落合 昭</p>		
<p>本城陸上競技場 本城運動場 本城球場</p>	<p>スポーツパーク パートナーズ本 城共同事業体 代表 日本体育 施設株式会社 九州営業所 所 長 神倉正法</p>	<p>福岡市南区大池一 丁目 2 3 番 1 5 号</p>	
<p>北九州市立浅生ス ポーツセンター</p>	<p>戸畑スポーツコ ミュニティ共同 事業体 代表 株式会社オリエ ンタルコンサル タンス北九州事 務所 所長 重</p>	<p>北九州市小倉北区 砂津二丁目 1 1 番 2 3 号</p>	

	中一人	
北九州スタジアム	株式会社ウインドシップ北九州 代表取締役 山本泰弘	北九州市小倉北区 米町二丁目2番1号
北九州市立門司庭球場 田野浦庭球場	門司庭球協会 会長 柊山幸志 郎	北九州市門司区清見一丁目17番12-104号
北九州市立門司弓道場	大里弓道場会運営委員会 会長 米谷和幸	北九州市門司区大里東一丁目4番8号
北九州市立門司青少年体育館	門司青少年体育館運営委員会 委員長 吉永高敏	北九州市門司区東門司一丁目1番24号
大里柔剣道場	大里柔剣道場運営委員会 委員長 中島慎一	北九州市門司区不老町一丁目1番4号
勝山弓道場	勝山弓道場運営委員会 会長 杉原義勝	北九州市小倉北区内城4番
北九州市立小倉北柔剣道場	小倉北柔剣道場運営委員会 会長 倉本賢一	北九州市小倉北区田町14番19号
三萩野体育館	特定非営利活動法人 北九州市レクリエーション協会 会長 柏木康彦	北九州市小倉北区三萩野三丁目3番1号
三萩野庭球場	三萩野庭球場運	北九州市小倉北区

	営委員会 会長 中島隆徳	三萩野三丁目3番 2号
北九州市立曾根体 育館	曾根体育館運営 委員会 会長 上村律藏	北九州市小倉南区 下曾根四丁目22 番2号
北九州市立小倉南 武道場	小倉南武道場運 営委員会 会長 園田和則	北九州市小倉南区 徳力二丁目10番 1号
吉田太陽の丘庭球 場	太陽の丘公園管 理運営委員会 会長 安藤多寿	北九州市小倉南区 中吉田二丁目10 番
北九州市立城野体 育館	城野体育館運営 委員会 会長 尾崎継夫	北九州市小倉南区 八幡町34番1号
北九州市立若松武 道場	若松武道場弓道 場管理委員会 会長 吉竹康年	北九州市若松区古 前一丁目1番2号
北九州市立八幡東 柔剣道場	八幡東柔剣道場 運営委員会 会 長 日名子 公	北九州市八幡東区 尾倉二丁目8番3 4号
桃園弓道場	桃園弓道場運営 委員会 会長 濱田 實	北九州市八幡東区 桃園三丁目1番4 号
北九州市立香月ス ポーツセンター 香月中央庭球場 香月中央運動場	特定非営利活動 法人香月・千代 スポーツクラブ 会長 陣内祥 充	北九州市八幡西区 香月西四丁目1番 1号
北九州市立八幡西 柔剣道場	八幡西柔剣道場 運営委員会 会	北九州市八幡西区 則松七丁目16番

	長 岡田 滋	4 5 号
北九州市立黒崎体育館	黒崎体育館運営委員会 会長 平山緑祐	北九州市八幡西区 藤田四丁目1番1号
的場池弓道場	的場池弓道場運営委員会 会長 篠原邦彦	北九州市八幡西区 的場町1番2号
北九州市立城山体育館 北九州市立城山庭球場 北九州市立城山球場 城山緑地アーチェリー場	城山体育施設運営委員会 会長 別宮崇雅	北九州市八幡西区 屋敷二丁目14番1号

北九州市公告第305号

市有財産を一般競争入札により売り払うので、北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年4月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 売り払う物件

別表のとおり

2 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

この公告の日（以下「公告日」という。）から令和2年6月10日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。以下「日曜日等」という。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

3 入札の要領及び分譲申込書を交付する場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

公告日から令和2年6月10日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

4 入札の参加申請を受け付ける場所及び期間

(1) 場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 期間

令和2年5月11日から同月22日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和2年6月10日午前10時

(2) 開札日時

入札締切り後直ちに行う。

(3) 入札及び開札の場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第5入札室

6 入札に参加することができる者の資格

次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(1) 北九州市が行う市有地売払いに関し、下記の事実があった後2年を経過していない者

ア 入札を取り消されたことがある者

イ 落札者として資格を取り消されたことがある者

ウ 申込みを取り消されたことがある者

エ 正当な理由がなく契約を締結せず、又は履行しなかった者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定又は契約規則第2条の規定に該当する者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者

ア 入札に係る物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 次のいずれかに該当する者

(ア) 法人でその役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

(イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

(ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(オ) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者

エ アからウまでに掲げる者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

7 入札保証金

- (1) 1物件につき5万円又は入札金額の100分の10以上
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、入札保証金は、北九州市に帰属する。

8 入札の無効

契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 入札の中止

特別の事情がある場合は、入札を中止し、延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。

10 先着順売払いについて

売払い物件について入札者がいないとき、再度入札に付し落札者がいないとき、又は落札者が契約を締結しないときは、先着順により申請を受け付け売り払う。

(1) 受付及び申請書を交付する場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

(2) 受付期間

令和2年7月14日から令和3年3月12日まで（日曜日等及び令和2年12月29日から同月31日までの日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

(3) 買受資格

入札に参加することができる者の資格と同じ。

11 入札等に係る問合せ先

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局企業立地支援部企業立地支援課

電話 093-582-2065

別表

番号	売 り 払 う 物 件			
	所 在 地	公 簿 地 目	実 測 面 積 (㎡)	最 低 売 却 価 格 (円)
1	戸畑区牧山海岸3番144	鉄道用地	2,046.37	67,400,000

北九州市公告第306号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年4月28日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区貫弥生が丘四丁目2304番1	北九州市小倉南区上吉田二丁目2番5-305号 菖蒲敦則
北九州市小倉南区朽網東一丁目1359番5及び1359番6	東京都新宿区市谷台町6番3号 大東通商株式会社 代表取締役 中部由郎

北九州市公告第307号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年4月28日

北九州市長 北橋 健治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

東部斎場仮設待合棟の借入れ 一式

(2) 借入れ物品の特質等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和3年10月31日まで

(4) 履行場所 北九州市門司区大字猿喰1342番地の8

北九州市立東部斎場

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていない者は、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和2年5月19日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日(以下「日曜日等」という。)を除く。)に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市保健福祉局保健衛生部保健衛生課

イ 日時 この公告の日から令和2年6月15日まで(日曜日等を除く。

)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎8階81会議室

イ 日時 令和2年5月28日午前10時

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和2年5月19日午後5時までに競争参加の申出書を北九州市保健福祉局保健衛生部保健衛生課に提出しなければならない。

イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年5月19日午後5時までに必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和2年6月15日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和2年6月12日午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25

条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市保健福祉局保健衛生部保健衛生課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2435

6 Summary

(1) Project name:

Lease contract for temporary waiting building for Kitakyushu Eastern Crematorium at 1342-8, Saruhami, Moji-ku, Kitakyushu City.

(2) Deadline of Tender (by hand):

10:00a.m., June 15, 2020

(3) Deadline of Tender (by mail):

5:00p.m., June 12, 2020

(4) For further information, please contact:

Public Health and Sanitation Division, Public Health and Sanitation Department, City of Kitakyushu

北九州市訓令第9号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年4月23日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の課長の欄中「生活支援臨時給付金室長」を「特別定額給付金室長」に改める。

付 則

この訓令は、令和2年4月23日から施行する。